

障害福祉サービス等報酬改定の見直し等を求める意見書

障がい者の生活を維持するために必要不可欠な障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、全てのサービスが安定的に提供され、従事者の賃金が改善され、深刻な人手不足に直面する事業所の人材確保が可能となるよう配慮すべきである。しかし、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、現場の支援実態を顧みない報酬体系の導入、基本報酬の減額等が行われ、事業所の運営はより厳しいものとなっている。

厚生労働省は、サービス提供実態に応じた基本報酬を設定し、重度障がい者への専門的支援を評価する等の各種加算を充実したとしているが、現場の実態とは合っておらず、質の高い福祉サービスを提供する事業所を正當に評価するものとはなっていない。特に、生活介護、就労継続支援B型、グループホームについては多くの事業所で基本報酬が減額となり、中でも加算要件を満たすことが困難な小規模な事業所にとっては、その運営に重大な支障をもたらす改定内容となっている。

政府は、障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）の施行以降、障害福祉サービス等の予算額が4倍近くになったことを強調し、制度の持続可能性の確保の観点からめり張りの利いた報酬体系とすべきと主張するが、そもそも我が国の障害福祉関係予算の水準は低く、障害福祉等に係る公的支出の対GDP比はいまだ1%にとどまり、OECD平均の2%を目指す必要がある。

今回の報酬改定は、事業所の運営を不安定にし、既に危険水域にある人手不足をさらに深刻にして障がい者の生活が脅かされる事態を引き起こしかねない。

よって、本市議会は、政府に対し、3年後の次期報酬改定を待たず速やかに次の事項を実施するよう求める。

- 1 生活介護や児童の通所事業について、1時間刻みの報酬設定を見直し、基本報酬の減額と加算による補填ではなく、基本報酬を引き上げること。
- 2 就労継続支援B型について、平均工賃月額1万5,000円未満の基本報酬を減額する等の成果主義強化を見直し、障がいの重い人たち、支援度のより高い人たちを受け入れている事業所に対して適切な評価を行うこと。
- 3 グループホームについて、区分6を除いては、総じて減額するという支援の実態と合わない報酬体系を見直し、基本報酬を引き上げること。
- 4 障害福祉等に係る公的支出額の対GDP比をOECD平均である2%の水準を目指すこと。
- 5 障害福祉事業所の運営難の原因になっている人手不足を解消するため、障害福祉サービス等従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣

座間市議会議長 荻原健司